

打合せ議事録

(建) 第4回		追番	-	1頁
発注者 印	[Redacted]		受注者 印	[Redacted]
発注者名	前橋市水道局 下水道施設課		受注者	(株) 日水コン
件名	令和3年度 前橋水質浄化センター更新事業基本設計業務 (国処委第1号)		打合せ方法	会議・Web会議・電話
出席者	協議機関	前橋市消防局 予防課 設備指導係: [Redacted]	日時	令和 3年12月16日(木) 自 14:00 至 15:30
	発注者側	施設課: [Redacted]	場所	前橋市消防局 3F 会議室
	受注者側	[Redacted]	記録作成者	[Redacted]
打合せ概要	消防法に関わる指導事項の確認			
資料	協議用資料			
打合せ事項		対 策 ・ 合 意 ・ 変 更 事 項		
		現時点での更新計画及び施設概要について説明を行った。(NSC)		
		消防局へ工事手順が分かる資料を提供する。(NSC)		
1. 防火対象物の用途区分	現在計画中の施設について、既存施設が消防法施行令別表第1の第何項で提出しているか消防局にてご確認いただき、後日回答を頂く。(消防局) →後日回答: 管理棟以外は人の作業実態がないことから、15項に該当すると思われます。			
2. 消防設備の設置について	建築基準法上の床面積が発生する場合、その部分には消防設備の設置が必要となる。(消防局)			
3. 危険物施設 (非常用自家発電施設) の取り扱い	現在計画している新管理棟の非常用自家発電施設について一般取扱所に該当するかどうか、消防局にてご確認いただき、後日回答を頂く。また危険物施設については窓口が異なるため危険物係と今後調整を行うこと。(消防局) →後日回答: 使用数量上、指定数量以上の扱いとなります。 よって、建物及び設備の位置、構造等について本局の危険物係と協議していただくほか、危険物取扱者・保安監督者の有無についても確認をお願いします。			

(建) 第 4 回	追番	-	2 頁
打合せ事項	対 策 ・ 合 意 ・ 変 更 事 項		
4. 電気室の200㎡ 区画、特殊消火 設備の設置について	電気室が200㎡未満であれば問題はない。また、200㎡を超えていた場合、電気容量が1,000Kva未満であれば問題ない。特殊消火の有無について特例申請で大型消火器の設置で問題ないか確認し、後日回答を頂く。(NSC) →後日回答： 要件を満たせば、消防法施行令第32条の特例（昭和51年7月20日消防予第37号）が適用可能となります。しかしながら、該当床面積を200㎡未満とする又は特殊消火設備を設置する等の措置をしていただくのが望ましいです。		
5. 水処理施設の二重 覆蓋への消防設備 の設置	一般的な考え方と同様で、建築基準法上の床面積が発生する場合、その部分には消防設備の設置が必要となる。(消防局)		
6. 防火水槽の設置	敷地面積が20,000㎡以上を有する場合かつ1棟の延床面積(耐火建築物の場合)が15,000㎡以上の場合防火水槽の設置が必要となる。 また隣棟間延焼ラインが相互にかかる建物については、両棟の延床面積の合計値とする。 なお開発面積における規制はない。(消防局)		
7. 太陽光発電設備の 変電設備について	施設の屋上に太陽光発電の変電設備を設置する場合は、その部分の床面積は消防設備設置の数値算定に含む。(消防局)		
8. 管理棟ボンベ庫に ついて	水質試験用で用いる予定のガスについて下水道施設課で種類及び貯蔵量を確認して報告してほしい。危険物等に該当するか、消防局より後日、回答を頂く。(消防局)		
9. 避難経路	避難経路についてはサムターン錠等の室内側から解錠できる構造とすること。(消防局)		
10. 管廊について	一般的な考え方と同様で、建築基準法上の床面積が発生する場合、その部分には消防設備の設置が必要となるが、地下管廊については、土木構造物と捉えているが、考え方を消防局の中で確認し、後日回答を頂く。(消防局) →後日回答： 地下管廊で接続がある場合、通常ならば床面積が発生し、当該管廊の床面積については各棟に按分されますが、本件の場合は建築物と土木構造物の接続であるため、建築指導課との協議後、再度協議を要すると思われます。 なお、床面積が発生する場合、建築法上及び消防法上で“別棟渡り廊下”の基準を満たさない場合、接続される複数等が1棟扱いとなる場合があるためご注意ください。 以上		